

令和 6年分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 （ 異 動 ） 申 告 書

所属コード：
所属名：

職員番号：



◎ この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払いを受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出できません。
◎ この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	松江市病院事業管理者 病院長 入江 隆	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)	
松江税務署				世帯主の氏名			
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	* * * * * * * * * * * *	あなたの続柄		
松江市 市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	島根県松江市乃白町 3 2 番地 1	あなたの住所又は居所	(郵便番号)	配偶者の有無		有・無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける	区 分 等	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号		老人扶養親族 (昭30. 1. 1以前生)	令和 6年中の 所得の見積額	非居住者である親族	住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由		
	A 源泉控除 対象配偶者 (注1)		あなたとの続柄	生 年 月 日	特定扶養親族 (平14. 1. 2生～平18. 1. 1生)	円	生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)				
	B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平21. 1. 1以前生)	1				明・大 昭・平	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払			
		2					明・大 昭・平	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
		3					明・大 昭・平	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
		4					明・大 昭・平	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
C 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	☐ 障害者	区分 該当者	本人	同 一 生 計 配偶者(注2)	扶養親族 (人)	☐ 寡 婦	障害者又は勤労学生の内容		異動月日及び事由		
		一般の障害者			(人)	☐ ひとり親					
		特別障害者			(人)	☐ 勤労学生					
		同居特別障害者			(人)						
		上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。									
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族 等	氏 名	あなたとの 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所		控 除 を 受 け る 他 の 所 得 者			異動月日及び事由		
			明・大・昭 平・令			氏 名	あなたとの続柄	住 所 又 は 居 所			
			明・大・昭 平・令								

○ 住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平21. 1. 2以後生)	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あなたとの 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控除対象外国外扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和 6年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和 6年中 の所得の見積 額」欄には、退 職所得を除いた 所得の見積額を 記載します。	
	1					平・令	円			
	2						平・令	円		
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あなたとの 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックをつけてください。)	令和 6年中の 所得の見積額(※)	障害者 区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
						☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	円	☐ 一般 ☐ 特別		☐ 寡婦 ☐ ひとり親